

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

○ 建築基準法による中間検査の実施についてに関する告示の
一部改正

(建 築 指 導 課)

ペー
ジ
一

告 示

岐阜県告示第三百二十八号の二

建築基準法による中間検査の実施についてに関する告示（平成十九年岐阜県告示第四百八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月二十日から適用する。

平成二十二年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

二中「三年間」を「六年間」に改める。

平成二十二年五月二十日発行

発 行 者
所

岐 阜 県
岐阜市藪田南二丁目一番一号
庁 県

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター